

平成20年度社会福祉法人長泉町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

今、日本は世界に例がない高齢社会に突入し、社会福祉を取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化の更なる進行や核家族化、産業構造の変化やライフスタイルの多様化などにより家族内の扶養機能、地域における相互扶助機能の低下がもたらされ、時代の移り変わりとともに新たな問題も発生しています。

このような状況の中で、現在、長泉町では企業の参入や子育て環境の整備などによって人口は増加傾向にありますが、移住された方や高齢者単身世帯の増加など世帯規模の縮小が進んでいます。住民対象の調査で「困ったときに助け合う親しい人がいる」は全体の3割程度と隣近所との付き合いが次第に少なくなり地域との関係が希薄になっています。

また一方で、認知症高齢者の介護など様々な生活上の困難を抱えた方が生活しています。オートロックのマンションで防犯機能を強化した半面、認知力の低下した高齢者がロックを解除することができず、しかも玄関を開けてくれる支援者もいないため、福祉サービスを受けられなかったという例が発生しました。身近な地域における相互扶助機能の低下によって、新たな問題も発生しております。

すべての人たちが、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように意識の向上を図り、福祉サービスを充実し、総合的な支援を担うことが社協の使命であり、地域福祉の実現であると考えます。

社協では、今後の地域福祉の発展のための基本理念として、「幸せを明日へつなぐ地域力」を掲げ、地域福祉活動計画を推進します。その重点方向として①地域福祉を支える多様な担い手の育成、②利用者本位の視点に立った相談・情報提供の強化、③地区社協の設立に努め、すべての住民が生涯にわたってその人らしく安心して暮らし続けられるよう、行政、民生委員・児童委員協議会、区長連絡協議会および関係機関・団体との連携を図り、各種団体およびボランティアの方々のご支援をいただきながら、地域住民の皆様と協働して積極的に地域福祉活動を推進していきます。

II 重点主要施策

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 福祉サービス利用支援の推進
- 3 在宅福祉サービスの推進
- 4 社会福祉協議会の基盤整備

Ⅲ 実施計画

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動事業

① 小地域福祉活動推進事業

自治会等の小地域を主体とした地域福祉活動を展開するために指定区に対し助成金を交付し、活動を推進します。また、連絡会やレクリエーションなどの研修会を開催し、地域福祉の人材養成を図ります。

② 民生委員・児童委員協議会活動との連携

地域福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会の役員会及び定例会開催時に、情報提供や意見交換等により連携を図ります。

③ 「地域福祉推進委員会（仮称）」設置運営事業^{新規}

自治会等の小地域を単位とした福祉活動の手法の検討やガイドライン等の作成を行うために、社協理事や公募等による福祉関係者で構成する委員会を社会福祉協議会内部に設置し、運営を行います。

④ 共同募金配分金事業

長泉町共同募金委員会に寄せられ、県共同募金会を經由して配分される募金を、地域福祉活動や歳末たすけあい運動として、その効率的な運用を図ります。

⑤ 歳末たすけあい配分金事業

「地域で支えあうあったかいお正月」を実現するため、当事者活動支援や施設入所者、低所得の方に対し配分金を交付します。

(2) ボランティアセンター事業

① ボランティア支援事業

ボランティア活動の円滑な推進のために、ボランティア保険への加入、ボランティア送迎等の支援を行います。

② ボランティア相談事業

ボランティアコーディネーターを配置し、入門相談、活動上の相談、支援の依頼など。相談活動と需給調整を行います。

③ ボランティア養成事業

ボランティアについての理解と活動促進のために、点訳や音訳等の各種ボランティア要請講座を開催します。

④ NPO との連携及び調整

町内で活動している福祉系 NPO の情報収集を行い、情報提供や会議室の使用料減免等の支援を行います。

⑤ ボランティア連絡会支援事業

町内のボランティアグループ及び個人ボランティアが協働して活動の振興を図ることを目的に設置したボランティア連絡会の研修会、視察研修の開催等の支援に努めます。

- ⑥ 総合福祉講座
福祉についての学習機会の場として、ホームヘルパー養成研修3級程度の内容をモデルとした講座を開催します。
 - ⑦ 福祉施設視察研修事業
福祉最前線を視察研修することにより福祉への理解を深めることを目的として、町内の福祉施設の見学会を行います。
 - ⑧ 夏休み子ども手話教室開催事業
小学生を対象に、耳の不自由な方に対する正しい理解と手話の学習会を開催します。
 - ⑨ 青少年ふれあい交流事業
養護学校等に通う子どもと地域の子ども達が交流することにより、互いに理解を深めることを目的に開催します。
 - ⑩ 中学生体験学習開催事業
中学生を対象に、福祉施設での実習体験を行うことにより、福祉への理解を深めるとともに、社会性を培うこと目的に開催します。
 - ⑪ 福祉教育実践校事業
児童生徒の福祉への理解と関心を高めるため、小中学校、高校を指定し、活動費の助成や情報提供等の支援を行います。
 - ⑫ 社会福祉実習生の受け入れ
社会福祉士受験資格取得または社会福祉主事任用資格を目的として、実習生の受け入れを行い、専門職教育の実習の場として指導を行います。
 - ⑬ 災害ボランティア本部（センター）スタッフ養成講座
災害ボランティア本部（センター）スタッフの確保や基礎教育を行います。
 - ⑭ 災害ボランティア支援事業
災害ボランティア本部（センター）の資機材の充実を図るとともに、支援本部立ち上げ訓練を実施します。
- (3) 広報・福祉啓発・福祉学習事業
- ① 福祉健康まつり開催事業
保健・福祉・児童に関する事業の啓発と福祉会館、児童館、保健センター等の施設の紹介等を行う福祉健康まつりを年1回開催し、健康づくりの推進、地域ぐるみの福祉意識の高揚、児童の健全育成を促進します。
 - ② 「福祉ながいずみ」発行事業
町内の福祉やボランティアについての情報提供を行うために、関係機関と全戸に広報誌を発行します。
 - ③ ホームページ運営事業
社会福祉協議会の活動及び基本方針等をインターネット上に公開

し、広く活動のPRを行います。

④ 視覚障害者情報提供事業

目の不自由な方へ町や社会福祉協議会の広報誌等の情報を伝達するため、ボランティアの協力による音声化や点訳を実施します。

⑤ 企業の社会貢献推進事業

法人寄付や法人共募をいただいた企業に、「福祉ながいずみ」を配布するとともに、社会福祉協議会が実施する行事や福祉活動への参加を呼びかけます。

(4) 福祉団体事業

① 福祉団体事業

長泉町老人クラブ連合会等、福祉団体を対象に、事務局運営や運営費補助等の支援を行います。

2 福祉サービス利用支援の推進

(1) 福祉総合相談事業

① 福祉総合相談事業

福祉に関することや悩みごと、心配ごとなどの相談に応じ、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制として、民生委員・児童委員や他機関との連携を図りながら総合的な相談活動を実施します。

(2) 福祉サービス利用支援、日常生活自立支援事業

① 苦情解決窓口設置事業

社会福祉協議会が実施する介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置して適切な福祉サービスの提供に努めます。

② 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・証書などの書類の保管など、公正かつ適切な方法で支援します。

③ 成年後見制度の活用・啓発

財産管理や施設入所など、契約や遺産分割を自分で行うことが困難である人に、制度の普及・啓発に努めるとともに、相談援助等の支援を行います。

(3) 福祉資金貸付事業

① 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯に対して、経済的な自立を目的とした生業資金や修学資金等の資金の貸付及び償還指導を行い、民生委員・児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援します。

② 小口資金貸付事業

低所得世帯において、緊急又は不時の出費を要するために困窮している場合に資金を貸し付け、当該世帯の自立を援助します。

3 在宅福祉サービスの推進

(1) 在宅福祉サービス事業

① ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業

ひとり暮らし高齢者の仲間づくりと食生活の改善を目的とした食事会を開催します。

② ひとり親家庭社会参加事業

ひとり親家庭の社会参加と交流を進めるとともに、児童の健全育成を図るため、母子寡婦福祉会との連携により親子交流事業を実施します。

③ 新入学児童祝い品贈呈事業

児童の交通安全を祈念する目的で、小学校新入学児童への黄色い帽子の贈呈を行います。

④ 介護用品紹介事業

介護に役立つ情報を提供するとともに、在宅生活を支援する介護用品の紹介を行います。

⑤ 介護用品貸出事業

介護保険対象外の人を対象に車椅子の貸与を行います。

⑥ 介護予防事業^{新規}

介護予防の観点から虚弱高齢者を対象に、町との連携のもと、運動器の機能向上、栄養改善等の事業を実施し、従来の“長寿”から“元気で長生き”への転換を進めます。

(2) 介護保険事業

① 介護保険事業

居宅介護支援、通所介護、訪問介護事業の質の高いサービスの提供に努めます。

(3) 障害福祉サービス事業

① 障害福祉事業

地域活動支援センター、居宅介護・重度訪問介護、移動支援、難病患者等訪問介護それぞれの質の高いサービスの提供に努めます。

② 手話通訳者派遣事業

耳の不自由な方の社会参加を支援することを目的として、手話通訳者の派遣を行います。

4 社会福祉協議会の基盤整備

(1) 法人運営事業

① 福祉大会開催事業

社会福祉への尽力者に対する顕彰並びに福祉講演会による福祉活動への参加促進を目的とした福祉大会を年1回開催します。

② 会員の加入促進

住民に社会福祉協議会の活動等を広く理解してもらうとともに、効率的な地域福祉活動を進めるため、会員の拡充に努めるとともに財源の確保を図ります。

③ 経営体制の充実

役員体制も含めた組織の充実を図り、経営体制の確立を図ります。

④ 情報管理体制の充実

情報公開や個人情報保護を踏まえ、文書やデータの適正な管理を組織的・継続的に実施します。

⑤ 労務管理体制の充実

地域福祉ニーズに合わせ、新たな業務増が見込まれるなかで適正な労務管理、人事管理体制の確立を図ります。

⑥ 公費の導入

社会福祉協議会の限られた財源のなかで、必要かつ効率的な福祉サービスを運営していくために、既存の福祉サービスの見直しや統合、廃止などを実施していきます。また、必要な財源を確保するために、町に対して公費の安定的な補助を求めていきます。

⑦ 基金の拡大

地域福祉活動の継続的な推進と社会福祉法人独自の活動を推進するための自主財源を確保するため、計画的に福祉基金の積立を実施してきます。

(2) 施設等管理事業

① 福祉会館運営事業

老人福祉センター、地域福祉センターの機能を併せ持つ複合施設について、指定管理者としてその円滑な管理運営を図るために、健康相談をはじめ各種サービスの向上と安全対策に努めます。

② 在宅福祉総合センター管理事業

保健センターや福祉会館と連携して、在宅で援護を必要とする高齢者や障がいのある人に総合的なサービスを提供し、町の保健福祉の拠点として施設の有効活用と安全対策に努めます。

③ 在宅福祉総合センター食堂運営事業

安価な食事の提供と利用促進を図るため、PR活動に努めます。

(3) 企画・調査研究事業

① 社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保

より効果的な事業等を推進するために、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努めます。

② 職員の資質向上に向けた取り組み

利用者への質の高いサービスの提供と、より効率的な事務事業の運営ができるようにするため、各種研修会、講習会への参加や内部研修を実施し、職員資質の向上を図ります。

③ 調査研究活動事業

在宅福祉サービスの充実や地域福祉を推進していくために、各種ニーズ調査等を通じて、住民の福祉に対する要望や意見の把握を行い、活動や事業に反映していきます。